

別表第2(第3条関係)

1 ばい煙に係る特定施設

- (1) 大気汚染防止法施行令(昭和43年政令第329号)別表第1に掲げる施設
- (2) ゴム、合成樹脂、廃油、硫黄、皮革又はピッチの焼却の用に供する焼却能力が1時間当たり100キログラム以上である廃棄物焼却炉
- (3) 繊維工業(衣服その他の繊維製品に係るものを除く。)の用に供する施設であって、次に掲げるものの
 - ア 漂白施設
 - イ 樹脂加工施設
 - ウ 乾燥施設
- (4) 木材若しくは木製品の製造(家具に係るものを除く。)又はパルプ、紙若しくは紙加工品の製造の用に供する施設であって、次に掲げるものの
 - ア 漂白施設
 - イ 吹付塗装施設
 - ウ 蒸解施設
 - エ 張合せ機械
 - オ 乾燥施設
- (5) 出版若しくは印刷業又はこれらの関連産業の用に供する施設であって、次に掲げるものの
 - ア グラビア印刷施設
 - イ 金属板印刷施設
- (6) 化学工業又は石油製品若しくは石炭製品の製造の用に供する施設であって、次に掲げるものの
 - ア 反応施設
 - イ 混合施設
 - ウ 分解施設
 - エ 吸収施設
 - オ 抽出施設
 - カ 蒸溜^{りゅう}施設
 - キ 精製施設
 - ク 晶出施設
 - ケ 分離施設
 - コ 蒸発・濃縮施設
 - サ 乾燥施設
 - シ 紡糸施設
- (7) ゴム製品の製造の用に供する施設であって、次に掲げるものの
 - ア 混練施設
 - イ 加硫施設
- (8) 窯業製品及び土石製品の製造の用に供する施設であって、次に掲げるものの
 - ア 腐食施設
 - イ 電気めっき施設
 - ウ 混合施設(砥石製造業に係るものに限る。)
- (9) 鉄鋼業又は非鉄金属、金属製品若しくは機械器具の製造の用に供する施設であって、次に掲げるものの
 - ア 精錬施設

- イ 酸洗浄施設
- ウ 電気めっき施設
- エ 溶融めっき施設
- オ 吹付塗装施設
- カ タール又はアスファルト溶融施設
- キ 乾燥・焼付施設
- ク 電解施設
- ケ 溶射施設
- コ 洗浄施設（洗浄剤としてジクロロメタン、テトラクロロエチレン又はトリクロロエチレンを使用するものに限る。）

(10) その他の製品の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの

- ア プラスチックの配合・混練・発泡施設
- イ 吹付塗装施設
- ウ 乾燥・焼付施設
- エ 電気めっき施設

(11) 洗濯業の用に供するドライクリーニング施設

(12) 自動車整備業の用に供する吹付塗装施設

備考 (2)から(12)までに掲げる施設については、(1)に掲げる施設を含まないものとする。

2 一般粉じんに係る特定施設

- (1) 大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる施設
- (2) 鉛又はカドミウムの管、板、粉又は線の製造の用に供する加工機械
- (3) 金属粉製造の用に供する切削、研磨及び粉砕施設((2)に掲げるものを除く。)
- (4) 鋳物製品後処理施設
- (5) 化学工業品の製造の用に供する造粒施設（造粒面の内径が1.5メートル以上であるものに限る。）

3 特定粉じんに係る特定施設

- (1) 大気汚染防止法施行令別表第2の2に掲げる施設
- (2) 解綿用機械
- (3) 混合機
- (4) 紡織用機械
- (5) 切断機
- (6) 研磨機
- (7) 切削用機械
- (8) 破砕機及び摩砕機
- (9) プレス（せん断加工用のものに限る。)
- (10) 穿孔機

備考 (2)から(10)までに掲げる施設については、石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のもの及び密閉式のものを除き、かつ、(1)に掲げる施設を除く。

4 汚水に係る特定施設

- (1) 水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1に掲げる施設、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第12条の2若しくは湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第14条の規定により水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第3項に規定する指定地域特定施設とみなされる施設又は湖沼水質保全特別措置法第15条に規定する指定施設
- (2) 畜産食料品製造業の用に供する充てん施設
- (3) パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する自動式洗浄施設
- (4) 清涼飲料製造業の用に供する調合施設

- (5) めん類製造業の用に供する蒸煮施設
- (6) 化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - ア 洗浄施設
 - イ 分離施設
- (7) 木材又は木製品製造業（家具を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - ア 湿式バーカー
 - イ 薬液浸透施設
 - ウ 接着機洗浄施設
 - エ 薬品等調合施設
 - オ 塗装水洗ブース施設
- (8) パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する貼合施設（ダンボール製造又は壁紙・ふすま紙製造に係るものに限る。）
- (9) 出版業又は印刷業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - ア 印刷インク調合施設
 - イ 洗浄施設
- (10) 無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - ア 分離施設
 - イ 精製施設
- (11) (10)に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - ア 反応施設
 - イ 分離施設
 - ウ 混合施設
 - エ 精製施設
- (12) カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - ア 分離施設
 - イ 精製施設
- (13) コールタール製品製造業の用に供する精製施設
- (14) 写真感光材料製造業の用に供する分離施設
- (15) (12)から(14)までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - ア 反応施設
 - イ 分離施設
 - ウ 混合施設
 - エ 精製施設
- (16) 医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - ア 洗浄施設
 - イ 回収施設
- (17) 農薬製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - ア ろ過施設
 - イ 分離施設
 - ウ 廃ガス洗浄施設
 - エ ウ以外の洗浄施設
 - オ 回収施設
- (18) 砕石業の用に供する湿式集じん施設
- (19) 鉄鋼業の用に供する溶融めっき施設

- (20) 非鉄金属製造業の用に供する溶融めっき施設
- (21) 金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - ア 溶融めっき施設
 - イ 洗浄施設（蓄電池製造業に係るものに限る。）
- (22) 給食センターの用に供する調理施設(1日の調理能力が1,000食未満のものを除く。)
- (23) 鉄道業の用に供する車両給油施設（動力用燃料に係るものに限る。)
- (24) 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設(総床面積が240平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
- (25) 食堂又はレストランに設置されるちゅう房施設(総床面積が280平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
- (26) バッテリー解体の用に供する廃液処理施設
- (27) 廃ガス洗浄施設((17)のウに掲げるものを除く。)
- (28) し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が200人以下のものを除く。)
- (29) 特定施設を設置する工場又は事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設((28)に掲げるものを除く。)

備考 (2)から(29)までに掲げる施設については、(1)に掲げる施設を含まないものとする。

5 騒音に係る特定施設

- (1) 騒音規制法施行令（昭和43年政令第324号）別表第1に掲げる施設
- (2) 金属加工機械
 - ア 圧延機械
 - イ ベンディングマシン
 - ウ 液圧プレス
 - エ 機械プレス
 - オ せん断機
 - カ ブラスト
 - キ 自動旋盤
 - ク 高速切断機
 - ケ 平削盤
 - コ 型削盤
 - サ 研磨機（工具用を除く。)
- (3) 圧縮機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。)
- (4) 送風機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。)
- (5) 粉砕機
 - ア 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機
 - イ その他の用に供する粉砕機
- (6) 繊維機械
 - 撚糸機
- (7) 建設用資材製造機械
 - ア コンクリートプラント
 - イ アスファルトプラント
- (8) 木材加工機械
 - ア チッパー
 - イ 帯のご盤（原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。)

- ウ 丸のご盤（原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。）
- エ かな盤（原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。）
- オ 立のご盤（原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。）

(9) 合成樹脂加工機械

(10) 鋳造型機

(11) 遠心分離機（直径1.2メートル以上のものに限る。）

(12) クーリングタワー（原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。）

(13) 重油バーナー（回転式及び低圧空気式を除く。）

(14) 工業用動力ミシン（同一作業場内に3台以上保有する場合に限る。）

(15) ガラス研磨機

(16) ニューマチックハンマー

(17) コルゲートマシン

備考 (2)から(17)までに掲げる施設については、(1)に掲げる施設を含まないものとする。

6 振動に係る特定施設

(1) 振動規制法施行令（昭和51年政令第280号）別表第1に掲げる施設

(2) 金属加工機械

ア 圧延機械

イ 液圧プレス

ウ せん断機

エ ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）

(3) 粉砕機

ア 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機

イ その他の用に供する粉砕機

(4) バッチャープラント

(5) 冷凍機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）

(6) 遠心分離機（直径が1.2メートル以上のものに限る。）

(7) ニューマチックハンマー

(8) コルゲートマシン

(9) 原石切断機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）

備考 (2)から(9)までに掲げる施設については、(1)に掲げる施設を含まないものとする。

7 悪臭に係る特定施設

(1) 飼料、肥料（化学肥料を除く。）又はにかわの製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの

ア 原料置場（置場面積が6.6平方メートル以上のものに限る。）

イ 蒸解施設（原料の処理能力が1日当たり500キログラム以上のものに限る。）

ウ 乾燥施設（製品の製造能力が1日当たり225キログラム以上のものに限る。）

(2) 豚(100日未満の子豚を除く。)200頭以上又は鶏(120日未満のひなを除く。)10,000羽以上の飼養の用に供する飼料調理施設（加熱処理するものに限る。）

(3) 鶏(120日未満のひなを除く。)10,000羽分以上のふんの処理の用に供する乾燥施設